

第3期

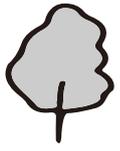
多賀町地域福祉計画

概要版

みんなの絆で支えあう
安心と温もりのある福祉のまち



令和6年3月
多賀町



地域福祉とは

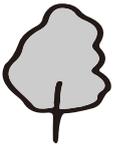


地域福祉ってなあに？

地域みんなが互いに支えあって、安心して暮らせるようにするための取り組みや仕組みづくりのことです



○**地域福祉**とは、本町で暮らすすべての人が絆を強め、支えあい、安心して生活することができるように、地域住民を主体として、住民自治組織や行政、社会福祉協議会、ボランティア団体、NPO^{※1}、社会福祉法人等の福祉関連団体に加え、企業や商店、教育機関といった地域社会を構成する多様な主体が協力しあい、助けあうことのできる地域社会を築いていこうとする取り組みや仕組みづくりのことであり、地域共生社会^{※2}や、その実現に向けた推進のイメージと共通する方向性を持つものです。



地域福祉計画とは

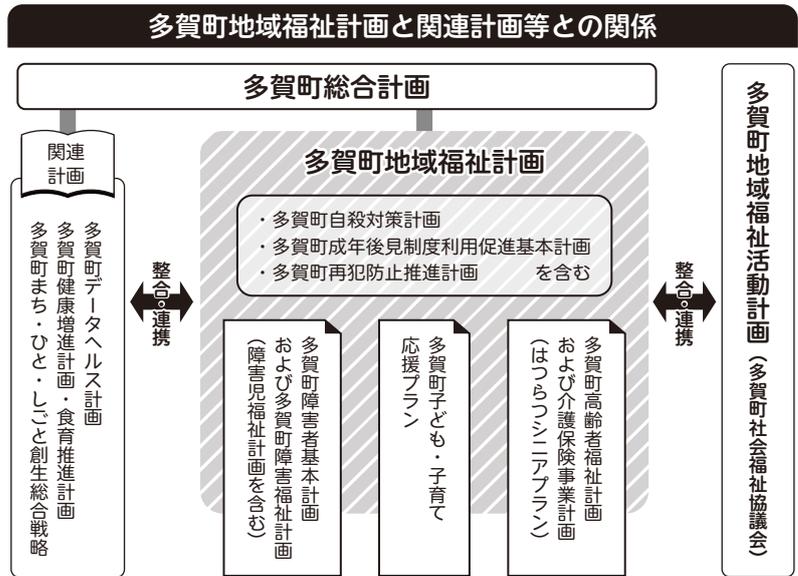


地域福祉計画ってなあに？

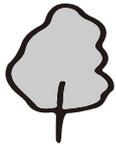
地域福祉を推進するために、行政がつくる計画です



○**地域福祉計画**は、社会福祉法で「すべての住民が、自分たちの暮らす地域で、共に支えあいながら、生涯にわたり自立した生活を送ることができるようにするため、また、安全に安心して暮らすことができるようにするために、地域福祉の推進をめざす計画」と位置づけられています。また、本計画は多賀町自殺対策計画等の3つの計画を含むとともに、多賀町社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画と整合を図り、相互に連携した取り組みを進めていきます。



※1：Nonprofit Organization の略で、ボランティア活動等の社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称。
※2：制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。



計画の期間



この計画は何年間の計画なの？

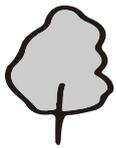
令和6（2024）年度から、5年間の計画です



第2期 多賀町地域福祉計画

第3期 多賀町地域福祉計画

令和 元年度 (2019)	令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)
---------------------	---------------------	---------------------	---------------------	---------------------	---------------------	---------------------	---------------------	---------------------	----------------------



計画の策定体制

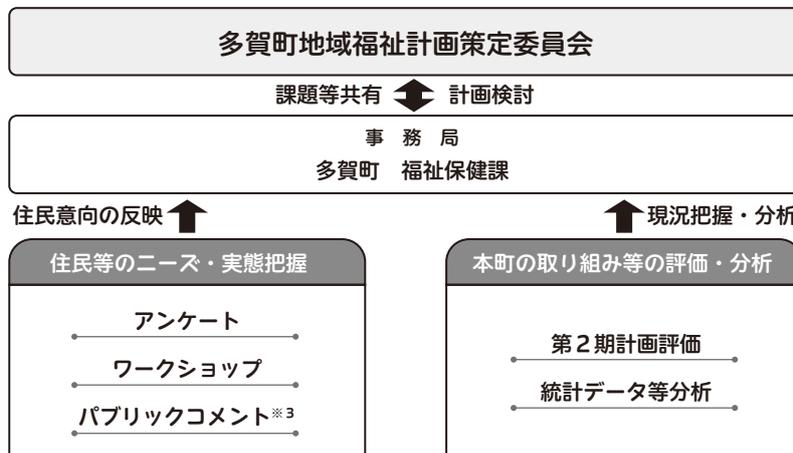


この計画はどうやってつくったの？

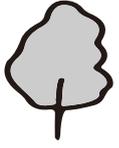
「住民アンケート」や地域活動の担い手等による「ワークショップ」、地域福祉の関係団体の代表が参加する「多賀町地域福祉計画策定委員会」等、たくさんの人のご意見をうかがいながらつくりました



計画の策定体制イメージ



※3：行政が施策などについて意思決定を行う前や計画策定に際し、意思決定に反映させたり、計画策定の参考にすることを目的として、広く住民からの意見を集めること。



基本理念とその実現に向けた基本目標



この計画は何をめざしているの？

基本理念と、その実現に向けた3つの基本目標の達成をめざしています



基本理念

みんなの絆で支えあう 安心と温もりのある福祉のまち

～基本理念の実現に向けた3つの基本目標を設定～

基本目標 ①

地域福祉の多様な担い手育成

- ◇子どもやその保護者、外国籍の住民等も含め、幅広い世代等を対象とした啓発や福祉教育を推進し、だれもが支え手となる意識醸成を図ります。
- ◇ボランティア養成講座など担い手の育成を推進するとともに、地域の支えあい活動と参加希望者のマッチング支援等に取り組みます。

基本目標 ②

絆を強めるための地域の仕組みづくり

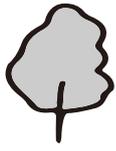
- ◇地域における多様なふれあいの場・機会づくりに取り組むとともに、そこから発生する住民主体の多様な活動を推進します。
- ◇ひきこもり等の孤立、虐待等の深刻な事態を未然に防ぎ、福祉ニーズを抱えた人を必要な支援に結びつけるために、多様な見守りネットワークの構築を推進します。

基本目標 ③

地域共生の実現に向けた福祉基盤整備

- ◇基盤となる福祉サービスの充実とともに、住民の関心が高い地域防災活動を契機とした地域の支えあい活動の活性化を進めます。
- ◇自殺や再犯を含めた犯罪を未然に防ぐための意識啓発や教育、人材育成やネットワークづくりに取り組むとともに、成年後見制度^{※4}の利用促進等による権利擁護体制の構築を進めます。
- ◇総合的な相談支援やアウトリーチによる潜在的な支援ニーズの把握、支援関係機関の連携促進に努めるとともに、生活困窮や就労支援といった個別のニーズに専門的に対応するきめ細やかな相談支援や幅の広い情報発信を推進します。

※4：認知症や知的障がい・精神障がい等で判断能力が不十分な人を保護するため、契約の締結等を代わりに行う代理人等を選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合に、それを取り消すことができるようにすること等により、これらの人を不利益から守る制度。



取り組みの内容

基本目標 ① 地域福祉の多様な担い手育成



基本目標1の達成のためにどんなことに取り組むの？

支えあいの意識啓発のための福祉教育や、実際の活動の担い手・地域づくりに取り組みます



基本方向	取り組み
(1) 支えあいの啓発・理解促進	①地域福祉についての啓発 ②人権学習の推進 ③認知症 ^{※5} や障がいのある人などへの理解の促進
(2) 多様な担い手・地域づくり	①地域福祉推進のための人材育成 ②はつらつシニア等の担い手育成 ③地域福祉推進リーダーの育成 ④地域活動団体の支援・育成

基本目標 ② 絆を強めるための地域の仕組みづくり



基本目標2の達成のためにどんなことに取り組むの？

担い手が活躍できる機会・場づくりや、地域の協力による見守りネットワークづくりと生活支援に取り組みます

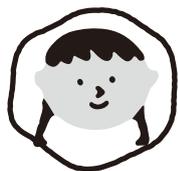


基本方向	取り組み
(1) 地域のふれあいの機会・場づくり	①あいさつ運動の推進 ②住民同士の多様な交流の促進 ③趣味活動等の推進 ④サロン活動 ^{※6} の促進 ⑤健康づくりの場の活用 ⑥地域のことを話しあえる場づくり ⑦町内外の人との交流の促進
(2) 地域の見守りネットワークづくり	①総合的な見守りネットワークの形成 ②ひきこもり等への対応・支援 ③虐待防止等ネットワークの充実・強化
(3) 地域が主体となる生活支援の推進	①生活支援の充実 ②冬場の除雪対策

※5：高齢期における脳の広範な器質的障がいにより、獲得されている機能が低下していく症状のこと。

※6：見守りや閉じこもりの防止、仲間づくりや社会参加等を目的として、地域の公民館などを活用して行われている、地域の高齢者や住民が気軽に集まる場づくりのこと。

基本目標 ③ 地域共生の実現に向けた福祉基盤整備



基本目標3の達成のためにどんなことに取り組むの？

地域の中でお互いに支えあうことができるように、福祉サービスの充実、防災や防犯、自殺対策や権利擁護のための環境整備、相談支援・情報発信等に取り組みます



基本方向	取り組み
(1) 福祉サービスの充実	①共生型サービス ^{※7} 等の推進 ②福祉サービスの質の向上 ③交通手段の確保と移動支援の充実 ④保健・医療・介護・福祉等の連携促進
(2) 安心・安全な生活環境づくり	①地域防災活動の促進 ②災害発生時の支援体制強化 ③緊急時の対応の推進 ④ノーマライゼーション ^{※8} のまちづくりの推進
(3) 自殺対策の推進 【多賀町自殺対策計画】	①住民への周知と啓発 ②児童生徒のSOSの出し方に関する教育 ③自殺対策を支える人材育成 ④生きることの促進要因への支援 ⑤地域におけるネットワークの強化
(4) 地域防犯活動の推進 【多賀町再犯防止推進計画】	①地域防犯体制の充実 ②再犯防止に向けた体制づくり ★新規 ③再犯防止活動の推進 ★新規
(5) 権利擁護体制の構築 【多賀町成年後見制度利用促進基本計画】	①地域福祉権利擁護事業 ^{※9} の充実・強化 ②成年後見制度利用支援事業の充実・強化
(6) 福祉支援基盤の構築	①総合相談体制の強化 ②潜在的な支援ニーズの把握 ★新規 ③生活困窮者、就労が困難な方等への支援 ④住宅改修の支援 ⑤福祉関連情報発信力の強化 ⑥支援関係機関の連携促進 ★新規

※【★新規】は本計画にはじめて掲載される項目を表します

※7：介護保険、または障がい福祉のいずれかの居宅・日中活動系サービスの指定を受けている事業所が、もう一方の制度における居宅・日中活動系サービスの指定も受けやすくした。これにより、65歳に達した障がいのある人が、通い慣れた障がい福祉事業所から別の介護事業所へ移らなければならないといった問題の解消、社会資源に乏しい地域において、限られた人材を有効活用し、必要なサービスを提供しやすくなること期待されている。

※8：障がいのある人や高齢者をはじめ、だれもが安心・安全に暮らせる社会・福祉環境の整備、実現をめざす考え方のことで、バリアフリーはこれを実現するための一つの手法となる。

※9：認知症や知的障がい・精神障がい等で判断能力が不十分な人に対して、福祉サービスの利用手続き援助や、日常的な金銭管理等を行う事業。

【重点施策】重層的支援体制整備事業の推進

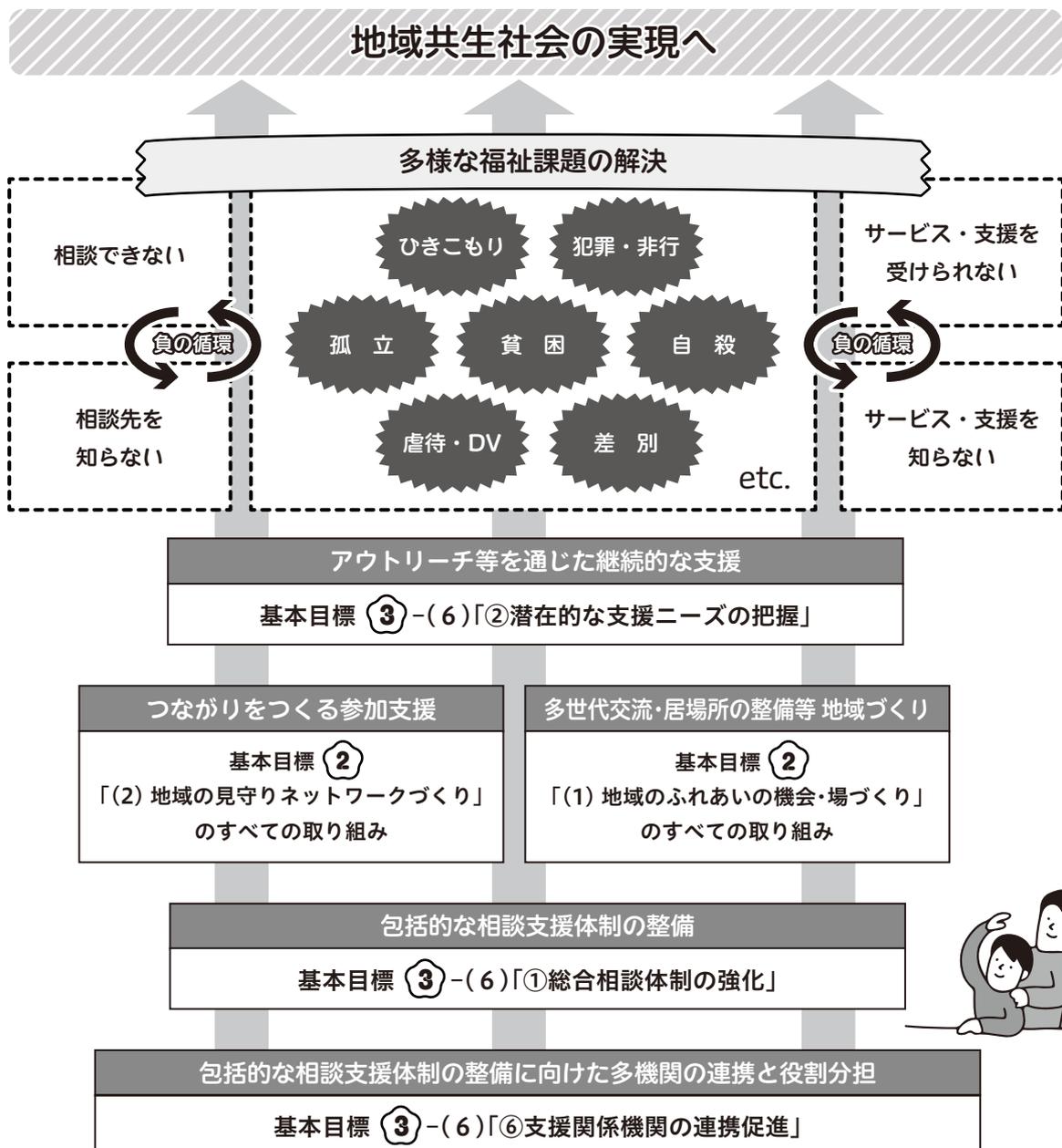


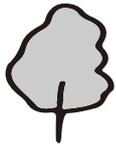
この計画で特に力を入れて取り組むことはななに？

これまでの福祉の制度や取り組みでは解決が難しい課題に対応するため、3つの基本目標に設定した取り組みを連携させる「重層的支援体制整備事業」に力を入れて取り組めます



重層的支援体制整備事業の推進イメージ





計画を進めるためのみんなの役割



住民にはどんな役割があるの？

一人ひとりが福祉に対する意識を高め、地域社会の一員であることの自覚を持ち、ボランティアなどの社会活動に参加するなどの役割が期待されます



地域の団体・組織等にはどんな役割があるの？

社会福祉関係団体・組織には、住民が安心して暮らすことができるように、様々な支援を行う役割があります。また、ボランティア団体等は、多様化する地域の福祉ニーズに対応する役割が求められます



社会福祉協議会にはどんな役割があるの？

社会福祉協議会は、地域福祉を進めることを使命とし、福祉のまちづくりを推進することを目的とした組織であり、その推進においては住民や各団体・組織との調整役として大きな役割を担うことが期待されます



行政にはどんな役割があるの？

本町の地域福祉を進めるための方針を明確にして、福祉の基盤整備に取り組みます。また、関連団体の役割を踏まえながら、相互に連携・協力し、地域の福祉活動を促進するための支援を行います



第3期多賀町地域福祉計画【概要版】 令和6年3月発行

発行／多賀町
〒522-0341
滋賀県犬上郡多賀町大字多賀 324 番地
TEL 0749-48-8111 (代)
HP <https://www.town.taga.lg.jp/>

編集／多賀町福祉保健課
〒522-0341
滋賀県犬上郡多賀町大字多賀 221 番地 1
多賀町総合福祉保健センター「ふれあいの郷」
TEL 0749-48-8115 FAX 0749-48-8143